平成２２年（フ）第４７１号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目９番15―308号
債務者　中原　正博
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７４号
福岡市東区原田２丁目29番６号
債務者　久保山正貴
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９８号
福岡市中央区清川３丁目27番11―505号
債務者　長谷部ミエ
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１９号
福岡市城南区友丘２丁目２番45号
債務者　深谷　一人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２１号
福岡市東区若宮５丁目３番33―603号
債務者　有村　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２３号
福岡市東区三苫４丁目８番28―303号
債務者　植田あきの
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3005番地
債務者　若松　詳二
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
鹿児島県出水市下鯖町1105番地
債務者　原田　慎治
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
鹿児島県出水市下鯖町1105番地
債務者　原田摩己子（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
沖縄県浦添市仲間２丁目３番２―301号　コーポラスみやぎ
債務者　久場　規子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２６号
仙台市青葉区落合５丁目26番39号　いちごハウスロフト落合202
債務者　首藤　信幸
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
仙台市若林区古城１丁目５番２―207号
債務者　森　　幸志
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
仙台市若林区沖野２丁目13番７号　第３沢田コーポ103
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
仙台市宮城野区福室３丁目27番29号　コーポカノエⅢ―201
債務者　岡田　健太
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
仙台市宮城野区福室３丁目27番29号　コーポカノエⅢ―201
債務者　岡田　香子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
宮城県亘理郡亘理町吉田字須賀畑170番地２
債務者　鎌田　正己
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
仙台市若林区上飯田２丁目25番13号　上飯田ハイム１
債務者　細田　英二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
仙台市青葉区福沢町５番41―206号
債務者　高橋　慶子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係